

中央建設業審議会総会

平成22年4月22日（木）

【事務局（小林室長）】 まだお見えになってない委員の方もいらっしゃると思いますが、定刻を過ぎておりますので、ただいまから中央建設業審議会総会を開催させていただきます。

委員の皆様方にはご多忙のところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。会長が互選されますまでの間、会議を事務局のほうで進行させていただきます。よろしく願いいたします。

会議に先立ちまして、国土交通省からあいさつさせていただきます。議事次第では、大臣からあいさつということにさせていただいておりました。大臣がこの場で皆様方に直接あいさつをさせていただくということで強く望んでおられましたが、国会と日程が重なってしまいまして、本日この審議会、失礼をさせていただきます。国土交通省のあいさつは、小澤建設流通政策審議官からさせていただきます。

【小澤建設流通政策審議官】 中央建設業審議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつをさせていただきます。

委員の皆様方には、日ごろより国土交通行政にご協力を賜っておりまして、また、本日はご多忙の中をご出席いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

公共工事の入札契約制度につきましては、前原国土交通大臣のご就任直後から、総合評価の透明性の向上、経営事項審査の見直し、下請企業対策の充実という3点を重要な課題といたしまして、改善策を検討するように指示がございました。これらの検討結果につきましては、先月5日と16日に取りまとめをいたしまして、公表させていただいたところでございますけれども、総合評価の改善などにつきましては、本年度当初から、国土交通省の直轄工事での取り組みが開始されるなど、できることから逐次実施しているところでございます。

入札契約制度の改善策として公表されました公共工事に参加する企業のより適切な評価のための経営事項審査の審査基準の見直し、元請、下請間をはじめ、建設業における契約の対等化や明確化のための建設工事の標準請負契約約款の改正といったことにつきましても、できる限り早く実施してまいりたいと考えております。経営事項審査の審査基準の見直しや建設工事の標準請負契約約款の改正につきましては、中央建設業審議会におきまし

て議論、ご検討いただく必要がございますので、本日、平成19年9月以来の2年7カ月ぶりのことでございますけれども、審議会を開催させていただいた次第でございます。

委員の皆様方には、お忙しいところ大変恐縮でございますけれども、夏ごろを目途にご議論をおまとめいただけると幸いというふうに考えております。委員の皆様には、活発かつ集中的にご議論していただくことをお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

【事務局（小林室長）】 ありがとうございます。

それでは、会議を進めさせていただきます。本日は、飯塚委員、高橋委員、畠中委員、八方委員、矢野委員の5名の委員からご欠席との連絡をいただいております。また、安田委員におかれましては、おくれていらっしゃるということでございます。当審議会の定足数でございますが、建設業法施行令第29条第1項の規定によりまして、委員の総数20名の2分の1以上のご出席ということになってございますが、本日、定足数を満たしておりますので、この審議会は有効に成立していることをご報告申し上げます。なお、中央建設業審議会議事細則第9条第1項によりまして、本審議会は公開とさせていただきます。

次に、資料の確認に移らせていただきます。本日お手元に配付いたしました資料の一覧は、議事次第に記載したとおりでございますが、ご確認をいただきたいと思っております。もし不足等ございましたら、お気づきのときに事務局のほうにお話をいただければ幸いです。

議事に先立ちまして、事務局から本日ご出席の委員のご紹介をさせていただきます。前回の総会以来、2年7カ月ぶりということでございますので、前回の総会から引き続き委員にご就任していただいている委員の方、また、前回の総会以降、新たに就任された委員の方、皆様を50音順で紹介させていただきます。

まず、前回の総会から、引き続き委員にご就任していただいている方をご紹介します。

社団法人全国建設業協会会長、浅沼健一委員。

【浅沼委員】 浅沼でございます。

【事務局（小林室長）】 弁護士・東洋大学法学部教授、大森文彦委員。

【大森委員】 大森でございます。よろしくお願いたします。

【事務局（小林室長）】 三鷹市長、清原慶子委員。

【清原委員】 清原でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局（小林室長）】 社団法人建設産業専門団体連合会会長、才賀清二郎委員。

【才賀委員】 才賀です。よろしくどうぞ。

【事務局（小林室長）】 公認会計士・あずさ監査法人代表社員、椿愼美委員。

【椿委員】 椿です。どうぞよろしくお願ひします。

【事務局（小林室長）】 専修大学法科大学院教授、平井宜雄委員。

【平井委員】 平井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局（小林室長）】 全国建設労働組合総連合書記長、古市良洋委員。

【古市委員】 古市でございます。よろしくお願ひいたします。

【事務局（小林室長）】 電気事業連合会副会長、森本宜久委員。

【森本委員】 森本です。よろしくお願ひします。

【事務局（小林室長）】 続きまして、前回の総会以降、新たに委員にご就任していただきました方をご紹介申し上げます。社団法人全国中小建設業協会副会長、小野徹委員。

【小野委員】 小野です。よろしくお願ひいたします。

【事務局（小林室長）】 明治大学理工学部教授、園田眞理子委員。

【園田委員】 園田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局（小林室長）】 社団法人日本空調衛生工事業協会副会長、高須康有委員。

【高須委員】 高須です。どうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局（小林室長）】 社団法人日本土木協会会長、中村満義委員。

【中村委員】 中村でございます。よろしくお願ひいたします。

【事務局（小林室長）】 社団法人日本建設業団体連合会会長、野村哲也委員。

【野村委員】 野村でございます。よろしくお願ひします。

【事務局（小林室長）】 博報堂生活総合研究所客員研究員、藤原まり子委員。

【藤原委員】 藤原まり子でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局（小林室長）】 委員の紹介は以上でございます。

前回の総会以降、委員の改選がございましたので、本日の議事の前に、建設業法第38条第1項及び第3項の規定に基づきまして、委員の皆様により、会長及び会長代理の互選をいただく必要がございます。

最初に、会長の互選を行いたいと思いますが、委員の皆様、どなたかご発言がございますでしょうか。

【浅沼委員】 新しい中央建設業審議会の会長には、法律の専門家として、豊富な経験と高い見識をお持ちの平井宜雄委員に、引き続きご就任をお願いするのがよろしいと思いますけれども、いかがでございましょうか。

【事務局（小林室長）】 ありがとうございます。

ただいま浅沼委員から、平井宜雄委員をご推薦いただきましたが、皆様、いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

【事務局（小林室長）】 ありがとうございます。それでは、全会一致で平井宜雄委員が会長に選任をされました。平井会長、よろしくお願いいいたします。

【平井会長】 ただいま会長に選任されました平井でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

中央建設業審議会は、久しぶり、2年半ぶりに開かれたということでございますので、委員の皆様方には幅広い観点からご意見をちょうだいできればありがたいと存じております。

議論が活発に行われますように審議会の運営に務めてまいりますので、大変微力ではございますが、委員の皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、私がちょっと遅刻をいたしまして、少し会の進行をおくらせたような結果となったふうに聞いております。ちゃんと時間どおりに出てきまして、間に合うように出てきたつもりでございますが、どういうわけですか、途中の電車の連絡がうまくいかなくなりまして、大変おくれました。皆様方の貴重なお時間を奪うことになりまして、心から申しわけなく存じております。どうぞお許しをいただけますようお願い申し上げます。

それでは、会長代理の選出を行いたいと思いますが、私といたしましては、引き続き大森文彦委員をお願いするのがよろしいかと思いますが、皆様、いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

【平井会長】 ありがとうございます。それでは、ご異議がないようですので、大森委員に中央建設業審議会の会長代理をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【大森会長代理】 大森でございます。職務全うするよう頑張ります。よろしくお願い申し上げます。

【平井会長】 ありがとうございます。よろしくお願いいいたします。

【事務局（小林室長）】 報道の関係者の皆様方をお願いいたします。冒頭のカメラ撮りは、議事に入るまでということをお願いをしておりますので、これ以降のカメラ撮りを
ご遠慮いただくようお願い申し上げます。

会長、議事をよろしくをお願いいたします。

【平井会長】 それでは、お手元の議事次第に基づきまして、審議に入らせていただき
たいと思います。

議事（１）建設産業の現状と最近の取り組みについて、事務局からご説明をお願いした
いと思います。どうぞよろしく。

【谷協建設業課長】 建設業課長の谷協でございます。お世話になります。よろしくお
願いいたします。

それでは、私のほうから、資料２で建設産業の現状と最近の取り組みについて紹介させ
ていただきます。

表紙をおめくりいただきまして、１ページ目でございますが、建設投資、許可業者数、
就業者数の推移ということで載せさせていただいております。一番右端が平成２１年度と
なっておりますけれども、見ていただきますと、建設投資の合計が４７．２兆円、その上
の許可業者数が５０万９，０００社、そこで働いていただいております就業者の数が５１７万
人ということでございます。これはそれぞれ、左側のピークのほうと比べていただきます
と、建設投資では平成４年が８４兆円ということでピークでございましたので、それと比
べまして、４３％ほどの減でございます。許可業者の数のほうは、ピークのところが平成
１１年の６０万業者でございましたので、マイナス１５．３％。就業者のピークは平成９年
でございますけれども、６８５万人ほどいらっしゃいました。それがマイナス２４．５％と
いうような最新の状況になってございます。

それと、棒グラフの下のほうが政府投資ということで、国、地方の公共投資の額でござ
います。その上の黄色の部分が民間投資でございますけれども、ここ１０年ほどは、民間
投資のほうは３０兆円ちょっとということで、大体横ばいの傾向でございました。政府投
資、公共投資のほうは、その間３０兆円ちょっとから十七、八兆円ということで、ここ
１０年ほど非常に減少したというところに加えて、一昨年のリーマンショック以降、民
需が非常に落ち込んでいるという状況が現状でございます。

引き続きまして、次の２ページ目でございますが、そういう中でございまして、建設業
の利益率を見ていただきますと、ここ１０年ほど、左の上の赤い部分が建設業でございま

す。青いほうは全産業でございますけれども、建設業は非常に利益という面から見ましても厳しい状況が続いております。

右側は資本金の規模別に見たものでございまして、規模の小さい会社ほど利益が低いといった状況でございます。

さらに、3ページでございますけれども、そういう厳しい状況の中で、建設業の倒産の件数はかなり高いレベルで推移をしております。建設業の関係、最近倒産が多かったのは、これは月別の表になってございますが、緑色の山形グラフが実数でございます。一番多かったのは、今年の6月でございます。それまでかなりずっと高いレベルで来ておまして、今年の6月以降は、実はいろいろな対策の効果もございまして、若干倒産の件数は減っているという状況でございます。ただ、一番右端の今年の3月のところは、赤いグラフがゼロより上に来ておまして、また若干増加傾向にあるといったところでございます。

さらに4ページでございますけれども、資金繰りのところを見てみたものでございまして、左側の絵は企業から見た金融機関の融資態度ということで、製造業、全産業、建設業ともに厳しい状況。建設業が一番下になってございますが、厳しい状況でございます。

右のほうの絵を見ていただきますと、企業の資金繰りの判断というところで見ますと、製造業、全産業、マイナスではございますけれども、かなり上のほうに来てございますが、建設業は引き続き厳しい状況が続いているといった状況でございます。

次の5ページでございますが、先ほど、建設業の許可を受けている会社の数、大体50万業者ほどだということでお話をいたしました、もうちょっと詳しく見ていただきますと、その下のほうに、完工高のある業者数、専業者数ということで載せてございます。100万円以上の完工高のある企業、あるいは8割以上の収入を建設業で得ているのを専業というふうに呼んでございますけれども、その企業数を見ますと、ピークのときに大体30万社前後でございまして、最近20万社前後ということで、ピークと比べますと、実際に建設業で仕事をしていただいている会社は3分の2ぐらいに、厳しい市場環境の中で減ってきているという状況でございます。

一番下は、前払保証実績企業数ということで、公共工事の元請をされている会社の数ということで、こちらのほうは、ピークの8.6万社から6.9万社ということで、あまり減っていないという状況でございます。

そういう中で、ここ2年、次の6ページからでございますが、20年度、21年度、建設産業行政として取り組んできた主な取り組みを載せてございます。入札契約制度の関係

でいいますと、1の国、2の地方ともに、ダンピング対策というものに非常に力を入れてまいりました。とあわせまして、公共工事の設計労務単価の適切な設定でございますとか、一昨年の資材の急騰に伴った措置とか、そういったようなことをやってまいりました。

7ページでございますけれども、2つ目の大きな項目といたしましては、契約取引の適正化ということで、これもいろいろな取り組みをしてきてございますけれども、駆け込みホットラインということで、何かございましたときにすぐ通報していただいたりとか、あるいは元下関係の中で法令遵守、ガイドラインを策定したりとかいったような取り組みをしてございます。また、右側の人材確保といった点では、4に書いてございますが、登録基幹技能者の活用促進といったところにも力を入れてございます。

さらに、8ページでございますが、先ほど申し上げました資金繰りも大変だということでございます。政府全体の中小企業庁などの取り組みとあわせまして、1番にございますような公共工事の請負代金債権を活用した融資の新しい制度をつくったり、あるいは3番で、下請企業の債権を保全するような措置を行ったりということにも取り組んでございます。

右側のほうは、経営力の強化ということで、いろいろな産業等含めまして仕事をするような取り組みも支援してきているといったような状況でございます。

さらに、次の9ページでございますが、国土交通省の直轄工事での入札契約制度の全般的な改善ということで、大きな3本柱といたしまして、一般競争の拡大、総合評価の充実、ダンピング対策、これを重点的に取り組んできたところでございます。特に平成17年のところからでございますが、一般競争の拡大とあわせて総合評価も拡大してきたということございまして、一番右のほう、平成20年度のところを見ていただきますと、一般競争、総合評価ともに9割を超えるところの水準まで来ております。それとあわせまして、下のダンピング対策ということで、これも平成18年12月あたりから一昨年、昨年と順次基準の価格を引き上げるなどいたしまして、ダンピング対策の強化を図ってきたというところでございます。

次の10ページでございますけれども、地方公共団体の入札契約制度の改善ということで、国と同様に一般競争の拡大とあわせまして、総合評価方式の導入を進めていただくということで、県、政令市は全部やっておりますが、その他の市町村でも一般競争の導入とあわせて総合評価の導入をかなり進めていただいております。

さらに、その右側の最低制限価格の見直しというダンピング対策につきましても、赤字

で書いてございますように、かなりの都道府県で必要な対策をとっていただいております。

さらにもう一点、地方公共団体の場合、予定価格を事前に公表してもいいということになってございまして、予定価格を事前公表するという自治体がかかなりあったわけですが、これはいろいろ入札契約の点で弊害も多いということで、事前公表をやめまして、事後的な公表にさせていただきたいということでお願いしてございますが、その資料の一番右下にございますように、かなりの団体でそういう取り組みを進めていただいているといったようなところでございます。

資料2につきましては、以上でございます。

【平井会長】 ありがとうございます。最初に申し上げるべきだったかもしれませんが、今日は、議事としまして4点ほど挙がっておりますけれども、これらについて皆様方の合意をいただくというふうなことは予定しておりません。これまでかなり長い間開かれなかったものでございますから、その間の現状や行政側の取り組みについて、主としてご報告を伺って、その後自由にご意見をいただくというのが今日の趣旨でございます。

それでは、今のご説明につきまして、何かご意見、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

【古市委員】 今ご説明をいただいたんですが、ご説明をいただいた中の7ページ、最近の取り組みの②という項目の左側の5に、賃金支払いの実態調査を行いました。21年度調査から行ったんですよ、こういうことになってございまして、下請取引等の実態調査の中に、元下の取引の契約における労務単価、労働者への賃金の支払額に関する調査を行ったということでありますので、この中身についてご紹介をいただければと思います。

【谷協建設業課長】 それでは、事務局のほうからお答えさせていただきたいと思いません。

この実態調査でございますが、下請取引等実態調査というものは、全国約2万8,000社を対象に調査しております。その中で、下請取引に当たって、賃金の単価についてどのように設定しているかということ調査させていただいております。

なかなか業者さんにとっては答えにくい項目でもございまして、回答率としてはあまり高くないのでございますが、またそれは改善をしていきたいと考えております。

以上でございます。

【平井会長】 よろしゅうございましょうか。

ほかに何かご意見ございますでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、次の議

題に移ってよろしゅうございましょうか。

それでは、次は、議事（２）入札契約制度の改善に向けた取り組みについてということでございます。事務局からご説明をお願いしたいと思います。

【谷協建設業課長】 それでは、資料３で説明させていただきます。入札契約制度の改善に向けた取り組みについてということございまして、冒頭、審議官のほうからも話がありましたけれども、大臣のほうから何点かご指示がございまして、そういうものについて検討を進めてまいりました。どういう考え方でどういうふうに検討してきたのかといったあたりを紹介させていただきたいと思います。

１枚めくっていただきまして、１ページ目に目次のようなものがございます。１点目が、企業の経営評価に関する改善ということでございます。３月１６日に公表させていただいておりますけれども、これは特に、ペーパーカンパニーと言われるような企業が、実力以上に経営事項審査のところで点数をとっているんじゃないかというところから、この見直しを考える必要があるんじゃないかという問題意識でございます。

２つ目が、下請企業対策に関する改善ということございまして、非常に厳しい状況の中で、下請の企業、労働者のほうにしわ寄せが行く可能性が高いのではないかという問題意識からの検討でございます。

３つ目は、総合評価方式の透明性の確保を向上すべきじゃないかということでございます。

１枚めくっていただきまして、まず、企業の経営評価の関係でございます。経営審の関係につきましては、従前からいろいろご指摘をいただいているわけございまして、その絵にございますように、左に課題（主な指摘）と書いてございますが、現場の段階、申請の段階、審査の段階、利用の段階、それぞれの段階で不正が行われているようなことがあるのではないかとか、あるいはチェックの体制が弱いのではないかとか、下のほうで、評価が完工高に偏っているのではないかというようにいろいろご指摘がございました。こういうふうなご指摘を踏まえまして、平成２０年でございまして、前回の中建審の総会の場面で、経営事項審査につきましては、かなり大きな改正をしていただいたところでございます。

「これまで講じたこと」という真ん中のところに載せてございますけれども、平成２０年の改正では、虚偽申請を行いにくくするような制度設計でございますとか、そういうものに対するペナルティーの強化というふうなことも行いました。さらに、審査基準の見直

しということで、その際にもペーパーカンパニー的なものが過大評価されることを排除しようということで、幾つかの取り組みをしてまいりました。また、完工高のウエートが高いというふうなことで、ウエートを35%から25%に引き下げるといったような取り組みとあわせて、若干その前になりますけれども、すべて経営審に頼るということではなくて、リアルタイムでより評価できる、入札ボンドの制度などを導入するというようなことで、そういった取り組みも進めております。

こういうことで取り組んでおりますけれども、今回、これをさらに徹底するというところで、今の時点で行わなければならないことについて、新たな取り組みを行いたいということでございまして、右側のほうにございますように、現場での不正行為の取り締まりの強化、虚偽申請のチェック体制の強化、さらに審査基準の追加的な改善、4点目として、ボンド制度をより重視していくということでございます。

1枚めくっていただきまして、今般取り組もうとしておりますものを4点載せてございますが、(1)－①、現場での取り締まりに関しましては、そこに書いてございますように、特に都道府県とも連携いたしまして、知事の許可の事業者のほうに対する監督を強化する必要があるのではないかということで、そういうような取り組みを進めたいと思っております。

2つ目といたしまして、(1)－②、虚偽申請の関係につきましては、不自然な申請がある場合に、それがわかるようなシステムを再構築したいということでございます。それと、右側の(1)－③、これが本日の議題の3点目にございます経営事項審査の審査基準の見直しという点でございまして、この点につきましては、後ほど詳しく説明をさせていただきます。

それと、4点目が、(2)入札ボンドの拡大ということでございます。3ページの右下のほうに書いてございますが、直轄の工事におきましては、入札ボンドをWTOの対象の工事について採用してございますけれども、これを原則としてBランクの工事まで拡大していこうということでございます。

それとあわせて、入札ボンドを出していただく時期が、競争参加資格の確認ということで、入札の何カ月か前になってございますけれども、これも入札の直前のところに改めるというのは、運用の改善もあわせて行いたいというふうに思っております。

企業の評価の部分は以上でございまして、次は4ページでございまして、2つ目の下請企業対策でございまして、左側のほうに「取り巻く環境」ということで載せてございますが、

非常に競争が厳しい中で、下請企業、労働者へのしわ寄せが起りやすいという中で、先ほど建設の就業者の数、517万人と申し上げましたが、そのうち技能労働者の方が大体340万人ほどいらっしゃいます。そのうちの94%が下請の企業に属されているということでございます。その賃金水準等を年収ベースで見ますと、建設業生産労働者の平均が大体400万ぐらいということございまして、これは製造業よりも低いんですけども、最低賃金の水準なんかと比べますと3倍程度の水準でございます。

こういうふうな中で、左側の一番下のほうに書いてございますが、優秀な基幹技能者の年収600万円の引き上げを目標とした日建連さんのほうの取り組みなどもございます。

こういうような状況の中で、いろいろな取り組みを進めていかないといけないわけですが、右側に2つ書いてございまして、上のほうが賃金規制施策ということで、これはアメリカなどで賃金の下支えをするという対策を公契約につきまして行っておるわけですが、日本でもそういうものを採用したらどうかというご意見もございますが、なかなかいろいろと難しい問題もあるということで、これをすぐに立法化する点につきましては、いろいろな議論をしないとけないこともあるという状況でございます。

そういう中で、差し当たって急いで実施をするということで、右下の下請企業対策。建設労働者が多数属しております下請企業のしわ寄せを排除するという対策をきちっとやっていこうという考え方でございます。右下にございます①から④のような取り組みをしようということでございます。

1枚めくっていただきまして、5ページ目でございますけれども、これも大きく4点ございます。左上の2-①、契約・取引の対等化・明確化ということございまして、非常に基本的なことになりますけれども、元下間の適正化を進めていこうということになりますと、発注者と受注者の関係をまずきちっと適正化した上で、元下間の適正化を進めていくということが必要だという認識に立ちまして、その中でもi)にございます、基本中の基本でございますが、書面による契約の促進というものを進めていく必要があると。私どもがいろいろと指導させていただく中でも、かなりの部分が書面での契約が行われていないというものがございます。これは慣行によるところも大きいわけでございますけれども、印紙税がかかるとか、そういったような制度的な問題もあるというふうに思っております、総合的な取り組みを進めていかないといけないと思っております。

ii)が本日の議題の4点目の部分でございますが、そういう際に、契約の中身といたしまして、それぞれの受発注者、元下の対等性をきちっと確保していくという取り組みが必

要ではないかということで、標準契約約款の改正のご検討をお願いしたいということでございます。

さらに、iii) の発注者のとるべき、あるいはとってはいけない行為をまとめるようなガイドラインといったようなものも策定する必要があるんじゃないかと思っております。

さらに、2-②でございますが、元請などが倒産しました際に、実際に仕事をして働いた分の下請代金の保全というものが行われることが最低限必要ではないかということでございまして、これは、諸外国には制度的に下請の代金の債権を保全する仕組みがあるわけでございます。信託でございますとか、支払ボンドとか、いろいろな制度がございます。こういうものを参考にしながら、我が国における新たな下請代金の保全策の導入を、これはちょっと事務的にきちっと勉強して検討してみたいというふうに思っているところでございます。

さらに右上の2-③でございますけれども、いろいろなダンピング対策を講じておりますが、やはり基本は、きちっと見積もりをとっていただきまして、それに基づいて入札に参加をしていただくということが行われれば、いわゆるダンピング的な受注もなくなるということでございまして、その取り組みの最初のスタートということで、下請リスト提出入札方式の試行を行ってみたいということでございます。そこでございますように、下請が元請に提出した見積書を元請が発注者に提出をして、それを下回る金額での契約を原則禁止するというところでございます。非常に全般的にやりますといろいろなところに影響が及ぶと思いますので、その資料にございますように、専門工事の施工内容が特に重要な工事などを想定して、まず始めてみたいということでございます。

2-④は、先ほど申しあげました取り締まり、指導の強化ということで、都道府県などとの連携を強化した取り組みを進めていきたいということでございます。

さらに、6ページからが総合評価の関係の改善でございます。具体的には、7ページのところでございまして、今、技術提案をいただいたものにつきまして、評価結果というのを公表してございます。それは、絵の上のほうでございまして、それぞれの会社ごとにどれだけの評価があったのかと。点数を公表しているわけでございますけれども、今回新たに提案をしていただいた会社に対しましては、提案していただいた技術提案のどれが採用されて、どれが採用されていないのかということをお知らせするというところを始めることにしてございます。

さらに、次のページでございますが、それに対しまして、どうしてそういうふうになっ

ているんだという疑問等があるかと思しますので、そういうものに対する問い合わせの窓口を新設するといった取り組みをしてございます。

さらに、改善策の③、これはどちらかといいますと、小さい工事でございますけれども、入札の参加の要件を若干間口を広げまして、評価のときに移すというような取り組みをしようということでございます。

最後、10ページでございますが、今までの3点とはちょっと別に、別途、CM方式が非常に重要ではないかということで検討を進めておりますという紹介でございます。今までいろいろと検討してございますが、さらに引き続き資料の右側のほうに書いてございますCM方式の標準約款でございますとか、あるいは制度的な位置づけというものにつきましても、別途検討をしておるところでございます。CM自身の地方の発注者の支援という観点のみならず、海外展開でございますとか、あるいはPFI、PPPの仕事での活用でございますとか、いろいろな面でCMの方式は使える部分があるのではないかとということで、こういった検討もさせていただいているという紹介でございます。

以上でございます。

【平井会長】 ありがとうございます。

何かご質問、ご意見等ございましたら、ご自由にご発言いただきたいと思います。

【古市委員】 今、下請企業対策についてご説明がありまして、4ページでご説明をいただいたのでありますが、技能労働者の賃金水準のことについて、最低賃金の3倍弱程度あるんですよというご説明がございました。そこで、何を根拠に3倍程度というふうにご説明をいただいたのかなと思っているのでありますが、突然ですいません、市場整備課長にお尋ねを申し上げるんですが、この欄に、公共工事設計労務単価という赤い字で記述をしております、とび工が1万7,500円ですよというふうに書いてあって、その上に、東京の最低賃金が6000何がしですよ。これで3倍弱程度というふうにご説明をいただいたのかなと思ったのでありますが、公共工事の設計労務単価というのは、現場で働いている労働者に支払われる賃金でしょうか、どうでしょうか。

【松本建設市場整備課長】 建設市場整備課長の松本でございます。

今、3倍というふうな事務局からの説明につきましては、この数字を1つの目安というか、この数字が3倍ということになっているわけでございますけれども、ご質問にありました労務単価につきましては、一定の期間について、公共工事に従事している労働者の方たちが、いわゆる労働の対価としてもらっているお金として幾らなのかと。ただ、これに

つきましては、年収そのものとイコールかという、必ずしもそうではなくて、例えばボーナスなんかはこれにはカウントするわけですけれども、いわゆる労働の対価として皆さん以外の部分というのは、必ずしもそこには入らない。そういうふうな形で整理しております。この際にいろいろな形で調査しまして、それをもとに、年収に当たるような部分として推計した値としても、やはり最低賃金と比べましても、3倍程度というようなことになっております。

【平井会長】 よろしゅうございますか。

【古市委員】 実は、一昨年と昨年、2年間にわたって、設計労務単価のあり方検討会というのが行われまして、そこで業界の皆さんもご出席をいただいて、2年間にわたって大分議論させていただいたんですが、それはあまりにも建設現場で働く労働者の賃金が11年も連続して下がり続けているので、これじゃ生活ができない。何とかしなきゃいけないという趣旨で検討会が開かれたわけですが、その中での国土交通省の説明は、終始一貫して、公共工事の設計労務単価というのは、支払い賃金じゃないんですよと。賃金の支払いを縛るものではありませんというのが、終始一貫したご説明であたまして、これは現場の労働者がもらっている賃金じゃありません。ずっとこういう説明だったんですが、今の説明だと、現場の労働者がもらっている賃金に近いというようなご説明なので、それは違うんじゃないかなということが1点。

それからもう1つ、その上に、これは整備課長にお尋ねしているわけじゃありませんが、建設業の生産労働者の——これは多分、賃金構造の基本統計調査というと、厚生労働省の調査だと思うんですが、この調査は、10人以上雇用労働者がいる事業の調査をやっているものでありまして、それを持ってきて401万円になっているというご説明であります。実は建設業では、雇用されないで働く就労者というのが大量におりまして、10人もちゃんと雇用して、労働保険関係、社会保険、しっかり雇用関係結んで事業を行っているという事業者は、非常に優良な事業者でありまして、340万人ほどいる技能者の中で、雇用されていない労働者がたくさんいるということでありまして、建設業で働いている方は、おおむね400万円ぐらいもらっているだろうなというふうに世の中に説明をするのは、まことに不適切な説明ではないかというふうに私は思っております。

どうしてそういうことを申し上げるかといいますと、私の組合で調査をしますと、15万人ほど毎年調査を行いますが、300万円台のほんのちょっと上が平均です。ほぼ100万円数字に乖離がありまして、もう非常に劣悪な状態だということを申し上げておきた

いと思います。

ちょっと余計なことではありますが、この欄の一番下に、優秀な技能労働者の年収を600万円に引き上げるといふように日建連の皆さんが提言をまとめていただいた、こういうふうにお聞きしております、ここにご紹介がありますので、私どもは日建連さんのこの提言に大変期待しております、野村会長のリーダーシップで、ぜひ実現に向けてご奮闘いただくようお願い申し上げます。

【平井会長】 ありがとうございました。

【小澤建設流通政策審議官】 事務方の1人として、今の古市委員のご指摘で、おっしゃるように、この記述が丁寧さを欠いているところがあるかもしれません。ご案内のとおり、公共工事の設計労務単価というのは、予定価をつくるときの基本的な資料という位置づけでございますから、発注する側の積算をしていくための一つの資料にしかすぎないわけで、そのことが直ちに、現場の具体的に働いていらっしゃる方の賃金にそのまま支払われているとか、あるいはそもそもそういう実態だということをお知らせしているものではないというご指摘は、我々もそう思っております。それは、課長も先ほどそういうことを申し上げようと思っていたはずでございますから、その点は間違いないわけです。

それから、統計上は400万という年収のあり方をどう見るかということも、統計のデータ的なものもさることながら、やはり受け取っておられる方の実感とか、そういうことに合っているかどうかについてはいろいろなご指摘がございます。そういった議論を、望ましい水準、あるいはどういった水準だったら生活ができるだろうかというような視点があると思います。そのことをここでご説明しようということではございません。それはそれでまたいろいろな形で議論していく必要があると思っておりますし、先ほどご紹介ありました日建連の皆様方のほうから、1つのモデルみたいな形で、これを一番先頭に立って、みんなで引き上げていこうじゃないかという動きも社会の中に出てきつつあるわけでして、そういったことを歩調を合わせながら、できるだけ優秀な方々が建設業界で気持ちよく働いていただけるような、そういう環境にするような賃金水準をどうしたらいいかという議論は、ちゃんとやっていく必要があるというふうに思っております。

【平井会長】 ほかにかがでございませうか。特にご意見なければ、次の議事に入りたいと思いますが、よろしゅうございませうか。

それでは、議事（3）経営事項審査の審査基準の改正について、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

【谷協建設業課長】 それでは、資料4で説明をさせていただきたいと思います。経営事項審査の審査基準の改正についてでございます。

まず、Ⅰ、制度の概要と書いてございますけれども、これは皆様ご承知のところかと思いますが、参考資料2というのがお手元に用意されているかと思いますが、その33ページでございます。経営事項審査の概要ということで、真ん中のあたりに経営事項審査の意義と書いてございますけれども、そもそも各発注者が入札契約の際のランク分けで審査する事項のうち、基本的にどの発注者が審査しても同一結果となるべき事項について、許可行政庁——大臣と知事でございますけれども、これが全国統一の客観的な指標で一元的に評価するというので、それぞれの入札に当たってのランク分けの透明性、公平性の確保を図ろうということと、もう1つは、審査結果がどの発注機関でも利用可能でございますので、発注機関ごとの審査事務の重複・負担を軽減するといったようなねらいの制度だということでございます。

下の絵にございますように、公共工事の競争入札に参加しようとする建設業者は、各発注者の競争参加資格審査を受けていただかないといけないわけでございますけれども、その際、どの発注者が審査しても同一結果となるような項目という意味で、右の黄色の部分でございますが、経営事項審査を受けていただくということになっておるわけでございます。これと、左側の緑のほうに書いてございます各発注者の状況に応じた審査項目発注者別評価点とあわせまして、各発注者でランク分けを行っていただいて、個別の入札の手続が進んでいくといったようなところでございます。

さらに、次の34ページでございますけれども、経営事項審査の大きな構成といたしましては、審査する項目は、項目区分のところがございます大きく4点でございます。経営の規模、Xと言ってございますが、完成工事高などの数字、それと経営状況。Yということで、収益性とか効率性といったような指標。技術力のZということで、技術職員数の数字。さらに4点目で、社会性などWと言ってございますけれども、建設業の営業年数でございますとか、防災活動への貢献の状況等々、いろいろな項目が入っているのがWということでございまして、それぞれの審査項目につきまして点数を出しまして、それぞれの点数に、一番右端にございますウエートを掛けて、各企業ごとの総合評定値を出すという仕組みになっておるわけでございます。この経営事項審査につきまして、何点か改正の検討をお願いしたいということでございます。

資料4に戻っていただきまして、Ⅱ、主な改正経緯ということで書いてございます。平

成11年の改正が非常に大きな改正でございまして、大手ゼネコンの経営状況が非常に厳しくなった中で、建設企業の経営実態をよりの確に反映するよにということで、先ほどのYの部分でございませけれども、経営状況分析、この部分をそこにございませよに、有利子負債に着目した指標の導入とか、いろいろな強化をいたしました。これをやりましたことが、逆にその後、ペーパー的な会社がかなり高得点を得るとよな現象が起りまして、建設業界全体の健全な発展のために、いかなものかというよな意見が出てくることとなったところでございませ。

平成18年の改正におきましては、先ほどのWのよな部分で、防災に貢献する建設会社の加点といったよなことを行いませるとよに、次のページでございませけれども、当時、建設投資の減少が続いておりまして、先ほどの完成工事高の部分の評点が全体的に下がるということで、そうませると、全般的に同じ点数ですとランクが下がっていくということで、そういうふうな影響が出るということで、評点テーブルを平均的に上に直すよな見直しを行ったものでございませ。

(3)の平成20年の改正、これは先ほどもちよっと紹介させていただきますが、完成工事高のウェートを下げるとか、ペーパーカンパニーの過大な評価を排除するための幾つかの措置を講じさせていただいたところでございませ。

今回の見直しの背景と視点というⅢでございませけれども、そういうよなことで、20年の改正でいろいろな対応もとっておるわけでございませが、引き続きまして、必要な改正をこの時点で行っていく必要があるんじゃないかという問題意識でございませ。

1枚めくっていただきまして、3ページのところから、大きな4番、検討が必要と考えられる主な事項ということで、これは、私ども事務局のほうで、例えばということでございませとご紹介させていただきますものでございませ。

1つ目は、経営審の中で技術者の数を評価しておるわけでございませけれども、その評価対象とする技術者をどういうふうにとらえるかということでございませ。①の現状にございませよに、現在は「雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているもの」という考え方になっておりますので、審査の基準日において雇用をされていれればいという考え方になってございませ。

問題意識といたしましては、審査の基準日で雇用されていれればいということになっていませものですから、技術者の名義借りのことで評点を上げるということが行われやすくなっているのではないかということでございませ、評価対象とする技術者を一定期間以

上の恒常的な雇用関係にある者に限定することを検討する必要があるのではないかということでございます。

「また」のところを書いてございましたが、逆に、高年齢者雇用安定法で、定年の前の継続雇用の制度がございますけれども、この継続雇用の制度の対象者につきましては、1年ごとに契約を更新することが一般的となつてございまして、そうしますと、逆にもととの社員の方が継続して雇用をされていても、恒常的な雇用関係にないのではないかという考え方で、技術者の数に入らないということも起こつてございまして、そういった部分についても検討してみる必要があるのではないかということでございます。

4 ページ目が、2 つ目の部分でございます。(2) 再生企業の取り扱いということでございます。いろいろな制度に基づきまして、企業再生が行われているわけでございますので、そういった手続に従つて再生していただくということも非常に重要なことでございますけれども、片や債権カットなどによりまして、地域の下請企業などに非常に大きな負担をしいるというのも現状としてあるわけございまして、そういうような中で、再生する企業が、経営審上、特にマイナスの評価なしに再び公共事業に参入するということにつきまして、いろいろな批判があるというのが現状でございます。

②の問題意識のところを書いてございますのは、そういった再生企業につきまして、経営審の評価上も何らかの減点措置を講ずる必要があるのではないかということで、例えば書いてございますのは、先ほどの社会性、Wのところの営業年数の評価ということで、参考に書いてございますが、営業年数が35年以上ですと、先ほどの総合評定値のP点の換算で、90点ということで、大体中期の企業が1,000点ぐらいが全体の点数でございますので、90点というのは1割ぐらいがこの営業年数のところでとれているわけでございますけれども、そういったようなもの、再生企業については減ずるような措置も考えられるのではないかということでございます。

(3) 建設投資の減少傾向への対応。これは先ほどの平成18年の改正のところで紹介させていただきましたような、全体の完工高の評点テーブル、これを全体の完工高は落ちてまいりますときに、それを平均的に上に持ち上げるような改正をしないと、現実問題として不都合が生じてくるのではないかという問題意識でございます。

(4) の社会性、Wの取り扱いという点でございますけれども、この点につきまして、先ほど20年の改正のときに幾つかの拡充をしてございますけれども、さらに地域の実情に合ったいろいろな対応をすべきではないかというようなご意見をいただいております。

次の5ページの②、問題意識のところでございますけれども、いろいろなご要望、ご意見
いただいておりますが、例えばということで書いてございますのは、除雪作業の契約をし
ているということで、地域で除雪の作業は非常に重要なわけでございますけれども、そう
いったような作業をきちっとしている企業は加点できないかとか、あるいは建設機械を、
地域の災害対応でございますとか、いざというときのために、機械をきちっと持って仕事
をしているというような企業、こういったような部分についてプラスで評価できないのか
といったようないろいろなご指摘がございます。

こういったような観点から新たに追加すべき項目がどのようなものがあるのかという観
点と合わせまして、もう1つ、いろいろどんどんふやしてまいりますと、先ほどの4つの
項目のバランスの中で、Wのところだけがどんどん大きくなりますと、これもバランスが
とれないといったようなことになりますので、そういうふうなことをどう考えるのかとい
う話と、「さらに」ということで書いてございますけれども、地域によっていろいろなニー
ズがあるわけございまして、これは現状、すべて統一的に、ある意味画一的に評価をし
てございます。先ほどの参考資料2の41ページをごらんいただきますと、先ほど来申し
上げております経営事項審査の総合評定値の通知書ということで、最終的には1枚の紙に
数字が入るわけでございますが、これの右下のほうに、小さい字で申しわけございませ
んが、その他の審査項目（社会性等）ということで、いわゆるWの部分でございますが、こ
の点につきまして、ちょっと見やすく大きくしたのが、次の42ページに載ってございま
す。

現在、社会性Wの評価ということで、42ページにあるような、いろいろな項目を評価
させていただいております。この項目について、追加するような項目がないのかどうかと
いうこととあわせまして、これをふやしていくこととなりますと、一番下でございます評
定Wのところがだんだんふえていくという部分になりますので、こういったところを、全
体としてどう考えるのかということと、個別の項目につきまして、今点数がきちっと出
ている形になってございますが、これを発注者によりまして多少選択する、あるいはこの項
目はやめておくというような、選択できるような仕組みにしていくというようなことをち
よっと検討してみてもいいのではないかという問題意識でございます。

私のほうからは以上でございます。

【平井会長】 ありがとうございます。ご意見、ご質問等ございましたら。

【清原委員】 三鷹市長の清原でございます。説明ありがとうございます。

今回の経営事項審査の審査基準の改正につきましては、国や都道府県ほど工事の規模も、また予算額も大きくはございませんが、三鷹市のような市町村でも大変重要な課題でございます。特に、適正な競争を保障しつつ、公正な入札を進めていく上で、この取り組みというのは大変影響があるというふうに認識しております。

例えば三鷹市の場合ですと、競争入札の場合でも、予定価格が1,000万円以上6,000万円未満の案件は、原則として単独発注で、地域要件を三鷹市としまして、市内業者及び準市内業者を対象とするというように、地域要件といいましょうか、地域の建設業の継続あるいは振興という観点が入るわけでございます。ただ、国の場合にこのような要件ということについては、どのように考えられるか。つまり、当該の都道府県なり地域で国が発注した案件の場合に、そうした地域の要件というのはどのように配慮する必要があるのかないのか。自治体の場合には、先ほど申し上げました地域の建設業の継続でありますとか発展のため、振興のために配慮しているという実態が多少なりともございます。

2点目に、先ほどいわゆる社会的な貢献、地域貢献といいましょうか、社会性とダブる点の取り扱いについて、重要なんだけど、それが多項目になり過ぎますと、全体のバランスも欠くおそれがあるという問題意識をご紹介くださいました。例えば三鷹市のような場合ですと、国が重要視されておりますような災害時の取り組みなどはもちろん勘案しておりますし、工事成績が優秀であるということは重要なのですけれども、そのほかに、例えばISO9000sとか14000sの認証を取得している場合ですとか、あるいは法定障害者雇用率を遵守している場合に加算をするというようなこともしております。

例えば、この審査基準の見直しのところの大きな考え方として、参考資料の33ページにありますように、各発注者がランク分けで審査する事項のうち、基本的にどの発注者が審査しても同一結果となるべき事項について、許可行政庁が全国統一の客観的な指標で一元的に評価するという基本的な考え方があるとは思いますが、仮に社会福祉の施設である場合とか学校施設である場合とか、用途が明確である場合に、その企業、建設業の方が、先ほど申し上げました障害者の法定雇用率などをお考えの場合に、例えば障害者の取り組む施設であれば、何らかの配慮があるというような。基本は中核的に同一のものなんだけれども、何らかの建設の目的であるとか施設の目標とかと兼ね合いを考えた配慮が必要なのかどうか。そんなようなご議論が、これまでの検討の中でおありになったかどうか、ちょっとお聞かせいただければありがたいと思います。

私のような基礎自治体の立場では、できる限り多くの事業者の方が参入をしていただき、

建設業が規模の大きいところだけではなくて、中小あるいは小規模のところもきちんと活動を保証されながら参画をしていただくということが、地域の活性化で重要だと思っておりますので、そのような観点から今のようなご質問をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

【谷脇建設業課長】 まず最初の地域保険のほうでございますけれども、これは、国の事業の場合と公共団体の事業の場合と違っておまして、国の場合には、基本的には地域に営業所とか支店というものは必要だという意味での地域的な縛りというものはございすけれども、地方公共団体の工事のように市内に本店があるとか、そういった意味での地域保険というのは基本的につけていないということでございます。そこは、国として行う事業と自治体で行う事業とは違う部分があるのではないかと考えております。

それと、Wのところにつきましては、まさにこれからご議論をいただきたいという部分でございますが、いろいろな項目がございますので、経審の役割といたしましては、その企業がそういういろいろなある項目につきまして、そういう事故に該当するかどうかということは、これは各発注者の皆さんが調べるということになる大変でございますので、例えば調べる必要があるようなものは経審の審査の中で該当するかどうかというようなことはまず調べておく。その調べておきましたものを、先ほど見ていただきました表の中に入らして、この項目については該当しているという事実を挙げて、さらに該当している事実について各発注者がそれをどういうふうに評価していくのか、その項目を、例えば今のWの点数ですと全部この項目については一律評価をして、全部の点数に入れ込んでいるわけでございますけれども、ある意味、Wを2つに分けるようなことになるのかもしれないけれども、例えば、必ず入る部分と、地方のあれに応じて採用していただいてもいいし、いただかなくてもいいというような形のを追加することも考えられるのではないかと。そうしますと、いろいろな項目を統一的に審査をすることができますので、その企業がどういう企業なのかということをおおよそわかりやすい形でまとめることができるのではないかと、そのような発想でございます。

【平井会長】 どうぞ、清原委員。

【清原委員】 ありがとうございます。ご丁寧な説明をいただきまして、よくわかりました。やはり国がこのような取り組みをされるときに、都道府県であれ、基礎自治体であれ、大変よい意味で影響を受けたいと思っておりますし、公正な入札改革をこれからも進めていきたいと思っておりますが、今ご紹介いただきましたように、中核的な評価とい

うものが客観的に担保されるということは大変重要でございまして、それで、発注者が何を重視してより適切な資格を考えていくかということのためにこの検討があるということでございますので、今後の議論でより深めていくことを期待したいと思います。ほんとうにありがとうございました。

【平井会長】 どうもありがとうございました。

ほかにご意見とか。どうぞ。

【浅沼委員】 全建の浅沼でございます。

こういうご提案をいただいて時間がなかったので、全建の中でもんだわけではございませんけれども、概略的に平成20年4月に改定されて、その後、全建の中でそれほど大きな混乱はない、一定の効果は上がっているか、これは感謝を申し上げる次第でございます。

ただ、やはり虚偽申請につきましては皆さんそういう疑問を持っているという関係がありますので、チェック体制の強化については引き続きお願いしたいと思っております。

今、いろいろなご提案をいただきましたけれども、これは個別に今答えていいかどうかというのはちょっと私もわからないんですけれども、機会があれば、また述べさせていただきたいと思います。

ただ、先ほど市長さんのおっしゃった除雪の話が出ていますけれども、これにつきまして、私、これは個人的な考え方として聞いていただければありがたいと思うんですけれども、できれば地域の主観点の中で処理すべきものではないかと思っております。例えば、同じ県でも雪の降るところと降らないところがございますので、それを県によって一律的に考えていくと、またその中でいろいろな不公平感が出るんじゃないかと思っております。ですから、この辺も慎重な取り扱いをお願いしたいと思います。

それと、先ほどちょっとご説明がございました60歳以上の技術者の話でございますけれども、趣旨は賛同いたしますけれども、なるべく事務上に煩雑がないように心からお願いを申し上げたいと思っております。

とりあえず今のところは以上でございますけれども、また全建の中で意見を集約いたしまして表明させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

【平井会長】 ありがとうございました。

ほかに。どうぞ。

【谷脇建設業課長】 今の浅沼会長のご意見のところに関連いたしますので、最初にご説明させていただければよかったかもしれませんが、資料6というのがございます。先ほ

ど、冒頭の建流審からのあいさつの中でも夏ごろにできれば取りまとめをということで話をさせていただきましたが、審議スケジュール案ということで3つに分けて段取りを考えてございまして、4月の第1回、これはまさに本日でございまして、先ほど来ご説明させていただいておりますような部分で、現状でございますとか問題意識を紹介させていただくというのが本日でございます。さらに6月の段階で第2回目を開催したいと思っておりますが、それまでの間に本日いただきます意見、さらに追加的な意見もあろうかと思っておりますので、いろいろなご意見を事務局のほうでも集約をさせていただきまして、6月の段階でもう一度具体的にこういう項目をこういうふうに改正をしていったらどうなのかという提案をさせていただきたいと思っております。そこでまたご審議をいただきまして、夏ごろの第3回のところで取りまとめということで経営事項審査についてはこういう項目をこういうふうに改正をする、あるいは、次の議題でございますけれども、約款のほうについてはこういったところはこういうふうに改正するというふうにまとめていただければというのは、事務局での想定しております段取りでございます。よろしくお願いいたします。

【平井会長】 ほかにいかがでございましょう。どうぞ、才賀委員。

【才賀委員】 20年の改正でいろいろなことをやっていただいてありがたいなというふうに思っているんですけれども、我々、専門工事業者にしますと、一番上の完工高のランクを35から25に減らしていただいたんですけれども、これをもっと減らしていただきたい。その理由は、やはりこの数字がダンピングにつながっているんじゃないかなというふうに思うんです。最終的にある機会に仕事を受注しないとランクが落ちるということであるならば、無理してでも取ってしまうということがダンピングにつながっていくのかなと思います。ダンピングがいい悪いは別としまして、ダンピング自体が、やはり建設現場の末端で働く労働者にしわ寄せというのは最大限の押しつけということに相なろうかというふうに思いますので、ぜひともこの数字についてはもう少し下げていただきたいというふうにとりあえず我々は思っているところでございますので、ひとつできればお願いしたいと思います。

以上です。

【平井会長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでございましょうか。はい、どうぞ、椿委員。

【椿委員】 資料の確認も含めてなんですけれども、先ほどの参考資料の42ページでWTOの評価のご説明があったんですけれども、42ページの中の1つは「法令遵守の状

況」というところで、監査の受審とか公認会計士の数と書いてあるんですけども、これはどういう意味なのかがちょっとわからない。会社の経理の中に公認会計士が何人いるのかとか、そういう意味なのかとかよくわからないんですけども、あまりいないと思うんですけども。

【谷脇建設業課長】 大変申しわけないですけども、これ、公認会計士の数の欄は、その下の「建設業の経理の状況」の内訳ということでございまして、建設業の場合、経理は、上場されているような会社はともかくといたしまして、会社の経理がきちっとされていないという場合が結構あるわけございまして、その際に公認会計士の監査をきちっと受けているという、公認会計士の方がいらっしゃるというような企業は、そういう経理の部分がよりしっかりしていると考えられる会社でございますので、その分の加点をしているということでございます。法令遵守の状況は、その上の営業停止処分と指示処分の有無の内訳ということであります。絵がわかりづらくて申しわけないんですが、そういうようなことです。

【椿委員】 すいません、見間違いました。

それから、法令遵守のところなんですけれども、これは新聞等でも報道されていますけれども、営業停止とかそういうことが主になっているわけです。先ほど、例えば障害者を雇用するとか、そういうところの細かい話はあまり入っていないのでしょうか。

もう一つ、ちょっと違うんですけども、研究開発の状況というのが入っていますけれども、例えば大規模なゼネコン等ですと非常に社会的責任があると思うんですけども、小規模なところで研究開発といってもなかなか研究開発投資をするところまではいかないと思うんですけども、例えば規模別に加点の仕方を変えるということは考えなければいけないのかなと思います、いかがでしょうか。

【谷脇建設業課長】 最初の障害者雇用でございますが、例えばよく議論になります男女の雇用の関係でございますとか、そういった部分を入れる必要があるんじゃないかというご意見もあるんでございますけれども、少なくとも現状では入っておりません。入札契約との関連という部分もございまして、そういった入札契約に参加する建設企業としての評価ということでございまして、今のところそういう部分は入っておりません。

それと、研究開発費のところで大中小というお話がございましたけれども、経営事項審査の役割といたしまして、一番最初に話をさせていただきましたけれども、基本的にはランク分けの基礎資料という考え方でございまして、基本的には同じ大きさのレベルの会

社の中で企業評価としてどれぐらいの点数になるのかということをごさいますて、そういう意味で、大手ゼネコンさんのグループの中で開発研究費が多いところは他のところと比べてそれなりの評価をさせていただく。小さい会社では研究開発費が当然少ないと思えますけれども、それは、そういう小さい会社の、ある意味、グループの中で相対的に研究開発費がどうなのかということで、その時点で差がつくということをごさいますので、いろいろな考え方があろうかと思えますけれども、大手のところと地場の中小のところと経審の同じグループで競争するという仕組みにはなっておりませんので、そういう意味では、それぞれのグループで差がつく仕組みになっているというふうに理解しております。

【平井会長】 よろしゅうございますか。

【椿委員】 はい。

【平井会長】 ありがとうございます。

ほかに。よろしゅうございましょうか。

それでは、次の議題に入りたいと思います。次は、議事の（４）建設工事標準請負契約約款の改正についてでございます。ご説明をお願いしたいと思います。

【谷協建設業課長】 それでは、資料５が約款の改正の関係でございますけれども、その前に参考資料１ということで「中央建設業審議会関連条文（抜粋）」を用意させていただいてございます。先ほど来ご議論いただいております経営事項審査についての規定とかが載っておりますけれども、その中の３４条の２項をごらんいただきますと、今からご説明いたします標準請負約款のことが出てございまして、これは他の項目と違いまして、３４条の２項で中央建設業審議会は、建設工事の標準請負約款を作成し、並びにその実施を勧告することができるという規定になってございまして、今からご説明させていただきます約款自身は、審議会がこの基準を作成いただいて、それを関係者に勧告する性格のものであるということで、ちょっと経審なんかも取り扱いが違うということをごさいますので紹介をさせていただきました。

資料５のほうに戻っていただきまして、これも制度の概要ということで出てございますが、参考資料２の４３ページをごらんいただけますでしょうか。先ほどのWのところの後ろでございますけれども、今から説明させていただきます約款の関係でございます、今話をさせていただきました建設業法の規定が４３ページの上のほうに載っておりますが、種類といたしましては４つの種類がございます。この中、建審でつくっていただいております約款が４つあるということをごさいますて、１つが①の公共工事標準請負契約約款でござ

いまして、対象は国の機関、地方公共団体、政府関係機関、それと電力、ガス、鉄道等々の工事も含めた形での約款ということで、これは広く活用いただいている約款でございます。

そのほかに②の民間の約款の甲と呼んでおるものでございまして、民間の比較的大きな工事を発注する場合の約款。③といたしまして、個人住宅などの比較的小さな工事の約款。④といたしまして、主として元請と一次下請の関係を規定しております標準下請契約約款ということで、4つの約款がございます。実物はその下のほうに参考資料として条文の形にしたものを用意させていただいております。これが中央建設業審議会が作成する4点の約款でございます。

これと並列するような形で、43ページが一番下を書いてございますが、民間連合協定工事請負契約約款委員会が作成する約款というものがございまして、その下に書いてございます団体、日本建築学会等の建設業協会、建築業協会なども入っておられますけれども、つくっておられます約款がございまして、これは先ほど説明いたしました上の②の約款と同じようなものを対象としておる約款でございまして、実は②の部分につきましては、中建審の約款の改正が最近行われていないということもございまして、この②の約款ではなくて、民間のつくられている約款のほうが実は広く使われているということで、こちらのほうはいろいろな観点から順次改正をされて使われているという現状がございます。そういうようなことも踏まえまして問題意識を紹介させていただきたいと思っております。

先ほどの資料5でございまして、2番の「改正の背景と視点」でございまして、先ほど来、元下関係のところの説明をさせていただいておりますように、下請あるいは労働者へのしわ寄せ防止と非常に厳しい状況の中でそういうことをやっていこうと思っておりますと、書面による契約の促進とか法令遵守、これはもとより重要でございますけれども、あわせてその前提となる契約書の中身につきまして、この約款を通じて契約当事者間で責任・費用が適切に分担されるようにしていく必要があるだろうということでございまして、先ほど紹介させていただきました4種類の約款全部につきまして、契約当事者間の対等性を確保することを中心に見直しをしていただく必要があるんじゃないかということでございます。

2ページから具体的に検討が必要と考える事項というか、これも例えばということで、今時点で事務局のほうでこのようなことが重要ではないかということをおっしゃっていることを紹介させていただきました。

大きな1番が先ほど来申し上げている対等性の確保ということでございます。1点目

が契約内容の変更方法等々、いろいろな項目につきまして約款上は発注者と受注者、甲乙協議にゆだねるという規定が多いわけでございます。問題意識といたしましては、甲乙協議にゆだねられておりますと、結果的に相対的に強い立場にあるほうに有利に働く、これは発注者と元請の関係でも、元請と下請の関係でもそうでございますけれども、そういうようなことになりがちではないかということで、そういう甲乙協議の点に中立的な第三者の活用を推奨する、あるいは紛争調整手続に至るルールの明確化といったような対等性を実効的に確保していく方策を盛り込むといったようなことを検討してみることが必要ではないかという問題意識でございます。

(2)でございますけれども、これも請負者の責に帰さない事由による工期延長に伴う増加費用の負担ということで、若干約款の話が細かくなって恐縮でございますけれども、①の現状に書いてございますように、約款で請負者の帰責事由がない場合には、請負者は工期の延長を請求できることとされている、いわゆる無償延長と言っておりますけれども、この条文には発注者側の監督員の失火による火災など発注者に帰責事由がある場合も含まれ得るようなことになってございます。問題意識に書いてございますように、典型的なケースで設計変更でございますとか工事の一時中止というようなことで工期の延長が行われる場合、これはほかのいろいろな条文で発注者側に責任があるような場合には発注者が必要な費用の負担を行うということが実は明確化されているのでございますけれども、今申し上げました、いわゆる無償延長と言われております条項には、そういった費用の負担を発注者側が行う場合もあるんだというようなことが明記されておられません。そういった観点から、本条でもほかの条文と同様なことをして明確化しておく必要があるんじゃないかというような問題意識でございます。

(3)は、ちょっと観点が違うのでございますけれども、先ほど申し上げました約款の中でも個人が発注者となるような注文住宅などの場合でございますけれども、これにつきまして、個人の方が請負代金を支払う時期とか割合に関する具体的な定めがございません。

そうしますと、②のところに書いてございますけれども、実際に前金を個人の方がたくさん払いまして、しかし、そのハウスメーカーなどが倒産するということで前払い金が戻ってこないというような事態がこのところかなり起こっております。そういうことがありますので、個人の発注者ができるだけ工事の出来高に比べて過度な支払いをしないように請負代金の支払い時期・割合に関して何らかの措置を検討することが必要じゃないかという問題意識でございます。

続きまして、(4)でございますけれども、注文者・請負者の呼称ということで、これも先ほど来申し上げている対等性の確保というところからの話でございますが、現状、注文者を「甲」、請負者を「乙」と呼んで、受発注者の関係を甲乙関係と一般的によく言いますけれども、次の②の問題意識のところがございますように、注文者のほうを「甲」、請負者を「乙」と呼称することによりまして、何となく注文者が請負者より優位にあるという印象を与えているようなことがあるんじゃないかということでございまして、かなり従前から使われている呼称でございますけれども、甲乙といったような呼び方を改めることを検討する必要があるのではないだろうかという問題意識でございます。

大きな2番目でございますけれども、契約履行体制の合理化ということで、ここら辺は各方面から個別にこういう改正をすべきじゃないかというご意見をいただいているような部分でございますけれども、1つ目が現場代理人の常駐義務ということでございまして、この約款におきまして、現場代理人は工事現場に常駐することとされているわけでございます。

「問題意識」のところを書いてございますが、通信の手段も発達いたしました現在におきまして、常駐というのはかなり厳しいわけございまして、常にいないといけないというのは基本の考え方でございますので、この現場代理人を常駐させることが契約の的確な履行のために常に必要な措置であるかどうか、請負者にとって過度な負担となっていないか、再検証する必要があるのではないかということでございます。

参考のところを書いてございますが、「現場代理人とは」ということで、そこに書いているような仕事をする人でございます。

参考の枠の3つ目の星のところを書いてございますけれども、建設業法上求められております主任技術者、監理技術者、それと約款上求められております現場代理人は実際は兼務している場合が多いわけですがけれども、今申し上げましたように、現場代理人のほうは常駐義務が課せられておりまして、一方、技術者のほうにつきましては専任義務が課せられているのが一定金額以上の工事に限定されていることもございまして、業法上求められる技術者の専任の要件が、現場代理人は常駐しないといけないということによって実質的に法律が求めるよりもかなり強化されている部分があるんじゃないかという問題意識でございまして、地方公共団体などにおきましては、そこをかなり修正する動きがございます。こういったものに対してどういうふうにか考えるのかということでございます。

4 ページ目の下のほうから3つ目は「反社会的勢力の排除」ということでございまして、

5 ページのところに書いてございますが、契約の相手方が暴力団等の反社会的勢力の影響を受けていた場合の解除権・損害賠償請求権を定めた規定がございません。こういうような場合の規定を、いわゆる暴力団排除規定といったものを盛り込むことを検討することが必要ではないかということで、参考のところがございますように、これは関係閣僚会議のワーキングチームでも検討されておりますし、日建連さんの中でもいろいろと検討されていると聞いているところでございます。

4 点目といたしまして、最初に4つの約款と民間の契約約款があるというお話をさせていただきましたが、先ほど申し上げましたように、現状といたしまして、いわゆる民間(旧四会)約款と言っておりますが、これが広く使われておる実態がございます。これは類いの改正を経て常にいろいろな検討がされてそういう姿になっているわけでございます。

問題意識といたしましては、やはりその部分の整合をきちっと図りまして、今言いましたように、民間約款のほうは受注者側だけでつくっておる約款ということもございますので、ぜひこの中建審の学識経験者、発注者、受注者、三者構造の中建審の中で公共工事の請負約款のようにしっかりと位置づけをしまして、広く使われるように民間約款との整合を持たせるような形で中建審の民間建設工事標準請負契約約款を見直す必要があるんじゃないかという問題意識でございます。

大きな5番以下は、実は本来やっておかないといけなかったという部分もあるんですけども、既に建設業法の改正が行われまして、次の6ページにかけまして、住宅の瑕疵担保履行法が施行されたりいたしまして、こういう法律改正があった部分に直せていない部分がございますので、そういうのは網羅的に直していただきたいということでございます。

(4)は資金繰りの関係の話でございますけれども、最初に紹介させていただきました新しい強化融資制度が導入されたり、あるいは中間前払い金の制度がかなり地方公共団体でも普及してきておりまして、都道府県で中間前払い金ということで途中で2割払える制度があるわけでございますけれども、これも47のうち44都道府県で導入されてきていることもございまして、約款の中にきちっと位置づけをしておいたらいいのではないかという問題意識でございます。

私のほうからは以上でございます。

【平井会長】 ありがとうございます。

何かご意見、ご質問等ございますか。

【大森会長代理】 ちょっとよろしいですか。

【平井会長】 はい、どうぞ。

【大森会長代理】 ぜひ進めていただきたいと思っているんですが、1点ちょっと項目として追加していただくとありがたいなと思っております。民間建設工事の標準約款の項を拝見して気がついたんですが、監理技師という言葉が残っているんです。現在は工事監理者になって、工事監理制度になっていますので、監理技師の第6条のところの実態と全く合わなくなっていますので、ここを1点入れていただければありがたいと思います。

以上です。

【平井会長】 ありがとうございます。

いずれ見直しをするようなことですので、その点も含めて検討されることになるだろうと思います。

なお、前にさかのぼって結構ですから、前の議題につきましてもご意見等ございましたら。はい、どうぞ。

【野村委員】 日建連の野村でございます。

今、標準請負契約約款の改正、これはほんとうに私ども、強い問題意識を持っております。特に民間では旧四会連合会約款を使っているわけでありまして、その約款からもほんとうに極端に特に支払い条件と乖離している事例が非常に多いということ。そういった状況の改善のためにも、ぜひ旧四会連合会約款との整合を図るという観点から全般的な見直しをされるということ、我々は大変望ましく期待をしております。

その中で、甲乙協議の上なんていうのはたくさんいろいろ出てくるわけでありまして、皆さんここで予想されている以上に甲乙の差は大きいのでありまして、受け負けと言われてるように我々は大変立場は弱いというところがございまして、我々は大変苦労しているということがございますので、ぜひ活発な議論で検討していただきたいと思っております。

それから2つ目は、書面による契約の促進も大変重要なテーマと認識しております。特に元下間の契約につきましては、やはり印紙税の存在が非常に大きいわけでありまして、ぜひこの点についても大いに議論をしていただければありがたいと思っております。

以上であります。

【平井会長】 ありがとうございます。

ほかに、どうぞ、小野委員。

【小野委員】 全般的なことでもよろしいですか。

【平井会長】 もちろん結構でございます。

【小野委員】 全中建の小野といいます。

2年7カ月ぶりに開かれた中建審で私もようやく発言の機会を得てありがたいと思っております。その一方で、建設業法の第39条の2に定めます都道府県が設置をします各県別の建設業審議会の開催につきましては、例えば静岡県においては6年間も開催をされておられません。静岡県におきましては、全中建の傘下の静岡県の中小建設業協会というのがあるわけですが、そちらも参加しておりますが、建産連の大会で、今日の皆さんのお話のおり、ダンピングのしわ寄せをもろにかぶっていると専門業者の方々から悲痛な叫び声がありました。地域地域でさまざまな問題とか実情がございますので、中建審として1個の意見をまとめられる中に、中小の建設業者の代表を含めた各都道府県の建設業審議会をしっかりと開催するよという文面をひとつ入れられないでしょうかというのが第1点です。

もう一つです。新規参入者の問題についてちょっとお話をさせていただきたいと思っております。今日いただいた資料の一番初めのところに建設産業の現状と最近の取り組みについてということで、建設投資額がピーク時から44%減、そのうち政府投資額が43%減になっております。一方、建設業者数の推移のほうで前払い保証実績企業数というのが出てくるわけですが、これは、つまり公共事業の請負者というのはピーク時の8万6,000業者から6万9,000業者まで20%減でしかないということでありました。しかし、私も業界の肌で感じている感覚というのは、また実際に取りまとめている数字というのはそういうものではなくて、例えば全中建の会員数はピーク時の半分になっておりますし、地元の静岡県中小建設業協会の会員数も一応ピーク時の33%、今でもどんどん下がっているわけですが、そういう状況です。それなのに前払いの保証実績数が20%減しかないということはどういうことかという、新たな公共事業の参入者がかなりあると、私はそういうふうに思います。

これは、今盛んに言われています50万業者を20万業者にするとか、今日はそういうお話はありませんでしたが、当局のそういう思いが多分あるのではないかと思います、全国的に一般競争入札が導入された結果、特に市とか町あたりでは公共事業へ安易な参加が可能になっているのではないかということが想像されます。私どもとしては、中建審の基本的な考え方として、既存の我々のような技術と経営にすぐれた現在の業者をしっかりと

と評価していただくばかりでなくて、新たに経審を受けて公共事業にどんどん参入してくるという業者の審査に当たっては、実績がどうかとか、技術と経営の内容はどうかとか、そういうのは慎重に審査をするシステムにしていただかないといつまでも業界の混乱というのはおさまらないのではないかと思いますので、ぜひお考えをいただきたいと思います。

以上です。

【平井会長】 ありがとうございました。

はい、どうぞ。

【園田委員】 明治大学の園田といいます。今回から初めて参加させていただいたのですが、特に資料5の約款の改正に関連して2点意見を申し上げたいと思います。

まず1点目は、3ページ目にある個人が発注者となる注文住宅の発注ということで、ほんとうに1人ずつの家を建てる人にとってはここが一番大きな問題で、同じ約款の6ページのところで竣工後に関してはいろいろ問題はありますけれども、瑕疵担保責任ということで竣工後の問題についてはそういう保険制度ができたわけですが、3ページのところにある発注時のリスクについてどうするのかというところがまだ全くきちとしたところできていないという問題で、これは若い人たちとか、これから住宅を建てたり買ったりする人たちにとっては非常に大きな問題なので、この点はきちっと議論する必要があるんじゃないかというのが1点です。

それから2点目は、次の4ページのところの現場代理人の常駐義務をどうするかという問題なんですけど、これは先ほどかなり大きなお話であった資料2のところの建設投資とか、そこで働いている業者さんとか、就業数の変化から見ると、投資自体がもう43%マイナスなのに就業者数とか業者数はそこまで落ちていないわけです。そうすると、小さくなったパイを奪い合っているという、少しストレートに言えばそういう状況の中で、そうすると先ほどダンピングのお話もありましたけれども、仕事をとるためにどんどん値段が下がっていくという循環の中にあるわけです。

そうする中で、4ページの問題意識のところ、通信手段が発達したから現場代理人の常駐は少し緩和してもいいのではないかというロジックになっているんですが、実はそうではなくて、現場代理人を置くことが非常にコストが高くなって、プライスのほうがダウンせざるを得ないというかなり本音の部分も入っている議論だと思うんです。ですから、もしここをきちっと議論するのであれば、工事の質としてどういうクオリティーを求めて、それに対してどういう代金を払って、当然そこには費用があるわけですが、費用のほとん

どが今日のずっと議論で、技術者、技能者、それから現場代理人なども含めた人件費が非常に大きいわけですね。ですから、その部分をどうするのかというかなり根源的なところが絡んでいるんじゃないかと思います。

私、大学の建築学科で学生に教えているんですが、建築の仕事は非常に社会的な責任のある仕事だというふうに言っているわけですが、現実には働くと、例えばいただくお給料とかではそういうことが出てきていないわけです。そうすると、学生たちも先生の言ったことと現実が違うのかという、単純に言えばそういうことが起きているので、現場代理人という形でここでは出てきていますけれども、かなり根本の話と絡んでいるので、こういうような社会経済状況の中なので、ここは一たんきちっと議論していただく必要があるし、私も議論したほうがいいんじゃないかと思います。

【平井会長】 ありがとうございました。

どうぞ、清原委員。

【清原委員】 ありがとうございます。ただいま現場代理人のお話がありましたので、私も1点発言をさせていただきます。

私も市長になりましてから大変経済状況は悪くなり、財政的にも逼迫しておりますが、同時に公共施設の老朽化ということも顕著に進んでおりますので、市議会、市民の皆様にもご理解をいただいて、公共施設の再生ということに力を入れてまいりました。

そういう立場で申し上げますと、公共施設の建てかえであれ、改修工事であれさせていただくときに、やはり何よりも安全・安心ということが重要でございます、工事の工程を管理する、あるいは建設の質を担保するということは第一義的に重要でございますし、私どもの場合は税金を使わせていただいて、そのような建設をしているわけですから、当然のことながら、市民の皆様説明責任を果たしつつ、質の高い工事をしていただくのが最優先でございますが、あわせて工事期間中にどのようなことが起きるかわからないときに、一方で働いている方の労働安全衛生ということも考えなければなりませんし、私としてはコストはかかるのですが、できる限り工事の常駐ということや、あるいは第三者評価をして進行管理をするということについて力を入れております。これは大変厳しいことではありますけれども、私も代替案が可能な場合もあるでしょうし、ある時期、ここはやはりきちんとだれかが常駐しなければいけないというような工事の工程との兼ね合いもあるかもしれません。本日いただきました資料5の4ページのところに参考として書かれているもの以外に、先ほど園田先生が言われたような状況もあるかと思っておりますので、私もこの

部分は大変重要な部分なので、発注者という立場もありますけれども、公共事業であると、公共建設によっていい効果を期待されている国民、市民の皆様の視点に立った対応というのでも考えなければいけないことがございまして、ここのところは悩ましいところではありますが、非常に重要なポイントかなと思って、今の園田先生のご意見を伺っておりました。検討していただければありがたいと思います。よろしく申し上げます。

【平井会長】 ありがとうございました。

ほかによろしゅうございますでしょうか。

【谷脇建設業課長】 時間がない中で大変申しわけないんですけれども、1点だけ先ほどの小野委員のほうから1つだけ話がありましたところで、50万業者を20万業者に減らそうとしているんじゃないかというお話がございましたけれども、これはちょっと誤解でございますので、その点だけ1点、話をさせていただきます。

先ほどの資料2の5ページのところで数を紹介させていただきましたけれども、50万社といますのは許可を受けている会社の数でございますので、これは本業で建設業をやっていないなくても、いざというときに何となく建設業法の請負の規定に係る場合がありますので、念のため許可を取っておこうという人が実はたくさんいるわけございまして、実際に建設業をやられている方は20万社だということで、大臣がよく話をしておりますのは、この20万社をターゲットとして政策を考える必要があるということをおっしゃってございまして、決して50万を20万という話をしているわけではないということで、さはさりながら、非常に過当競争になっているという部分はあるんですけれども、そういうことでございまして、1点だけ、申しわけございません。

【平井会長】 時間が参りましたので、これでご意見を述べていただくことは終わりにいたしますが、先ほどスケジュールのご案内がありましたように、次回ももう一度ご意見を伺う機会がございまして、最終的には非常に具体的な事項について勧告をしたり、意見を述べなくてはならないという必要がございます。

そこで、事務局のほうから各委員にいろいろご意見を伺おうということもございまして、各委員のほうでもご遠慮なく事務局のほうに意見を述べていただきたいと思います。それを集約してまた次回につなぎたいと思っております。

それでは、その他という議事次第がございまして、これは何か事務局のほうから。

【谷脇建設業課長】 それでは、事務局からその他ということで2点お話をさせていただきます。

まず1点目は、次回と次々回の審議会の総会の日程調整でございますが、6月、夏ごろということございまして、時期的にも近いものですから、できればまとめて日程調整をさせていただきたいと考えております。別途事務局から日程調整の連絡をさせていただきますので、よろしく願いをしたいと思います。

2点目ですが、今、お手元に資料がございますけれども、郵送をご希望の委員がいらっしゃれば、私どものほうで後日郵送させていただきます。持ち帰っていただくことももちろんありがたく思っております。郵送を希望される委員は、お席にそのまま資料を置いていただければ事務局のほうで郵送させていただきますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

【平井会長】 ありがとうございました。

それでは、本日の議事は終了いたしましたので、これで閉会といたします。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

それから、重ねて私が遅参いたしましたことをおわび申し上げます。

どうもご出席ありがとうございました。

— 了 —